

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
見直し 項目名	平成 30 年 7 月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止		
見直し 内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得した法人・個人事業 ・ 特例措置の内容 被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得又は改良した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から 4 年を経過する年の 3 月 31 日までの間に取得又は改良したもの限り、取得した最初の 4 年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を 2 分の 1 の価格とする措置を講ずるとされているところ、平成 30 年 7 月豪雨においては、災害発生から 4 年を経過する年の 3 月 31 日までの期間について、2 年間適用期限の延長を行い、令和 7 年 3 月 31 日までの期限としている。 【見直し内容】 令和 7 年 3 月 31 日に期限を迎える、平成 30 年 7 月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置について、期限の延長をしない。		
関係条文	地方税法第 349 条の 3 の 4 地方税法施行令第 52 条の 13 の 2		
増収 見込額	[平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
廃止 又は 縮減の 理由	本制度については、制度開始から 6 年目となり令和 7 年 3 月 31 日で適用期限が到来する。本制度を活用した復興について、被災自治体にヒアリングを行ったところ、これ以上の支援要望については、確認できなかったため、本制度の適用期限の延長は要望しないこととする。		